

令和4年

渡島西部広域事務組合議会

第3回定例会 会議録

令和4年12月2日 開会

令和4年12月2日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次
令和4年12月2日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認	4
○ 日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
○ 日程第7 議案第2号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）	6
○ 日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	8
○ 閉会の議決	8
○ 閉会宣告	9

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
承認 1	専決処分した事件の承認	1 2 月 2 日	原案承認
1	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 2 月 2 日	原案可決
2	令和 4 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第 4 号)	1 2 月 2 日	原案可決

令和4年 第3回定例会
令和4年12月2日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認
日程第6 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第2号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）
日程第8 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	吉田 裕幸（木古内町）
	5番	山田 顕人（知内町）		6番	杉村 志朗（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	堺 繁光（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（19名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	石山 英雄	参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	西田 啓晃	事務局長	佐藤 和利
衛生センター長	丹羽 一暢	消防長	鍋谷 悟	松前消防署長	可香 靖
福島消防署長	吉能 秀美	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	伊藤 則幸
消防本部主幹	大嶋 茂	衛生センター庶務係長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次長 梅岡 忍 書記 館政 ななみ 書記 鳴海 沙恵

◎開議・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和4年第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

どうもご苦労様でございます。

令和4年第3回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末を控え何かとお忙しい中、第3回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

12月に入り、雪が多くなり本格的な冬のシーズンとなっておりますが、昨今、電気料の値上げや節電要請など暗い話題が多い中、今日の朝、ワールドカップサッカー日本代表が強豪国スペインを撃破したニュースが飛び込み、少し明るい話題が全国を駆け巡ったような気がしております。

さて、新型コロナウイルス感染症が2019年11月、中国武漢市で最初に確認されてから、早3年を経過しようとしておりますが、未だ出口が見えない状況が続いております。

11月に入り道内においては、第8波が急速に拡大しており、今年は、インフルエンザとの同時流行も懸念されており、早期ワクチン接種の推奨と基本的な感染予防の徹底を図ることで、住民の生命を守るとともに町民の健康保持に努めて参りたいと考えているところあります。

今、国会では国の物価高抑制を柱とする総合経済対策を盛り込んだ28.9兆円の第2次補正予算案が審議しており、予定で行きますと本日可決される見通しとなっております。

昨年から今年にかけて物価の高騰が続いており、特に光熱水費の電気料金が石炭や液化天然ガスなどの輸入価格の高騰を受けて、燃料費調整額が大幅に値上がりしており、当施設においても多大な影響を受けております。

それでは、今般の定例会に提案申し上げております案件についてですが、まず、専決処分した事件の承認について、この度の人事院勧告に基づき職員等の給与水準が引き上げられたことによる給与条例の一部改正となっております。

2点目が同じく職員の給与に関する条例の一部を改正する条例となっております。この一部改正につきましては、本来ですと4月時点で改正すべき事項でしたが、等級別基準職務表にずれが生じたことに関する改正となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。改正の提案が遅くなりましたことお詫び申し上げますと共に、今後このようなことがないように職員共々、十分に注意をして参りたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

3点目の一般会計の補正予算の主な内容ですが、物価高騰による光熱水費の大幅な増額となっております。

また、承認第1号に関連した人件費の増額補正となっております。

歳入においては、歳出に対応した構成町の負担金等の増となっております。

なお、議案につきましては、この後、担当者から詳しく説明いたしますので、ご審議のうえ、議決賜りますよう、よろしくお願い致したいと思っております。

また、本日、定例会終了後に、全員協議会の開催をお願いしているところでございます。

例年、衛生センター施設整備計画の変更及び消防施設整備計画の変更、それに加えて、この度は福島町が令和5年度に建設を計画している「福島町有害鳥獣処理施設」の建設に伴う土地の賃貸借についての経過について、ご説明させていただくものでありますので、予めご了承いただきたいと思いますので、その様なことでよろしくご協力をお願い致します。

以上をもちまして、簡単ではありますが開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。7番、谷口康之議員、8番、堺 繁光議員 を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3、諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4、管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春 管理者。

○管理者（鳴海清春）

令和4年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の開催にあたり、令和4年第2回定例会以降の行政報告を申し上げます。

1点となります。消防関係について。

(1)行方不明者の捜索について。

10月30日に松前町江良地区において松前警察署から高齢者の行方不明者が発生した旨の通報があり、警察機関をはじめ松前町及び松前消防署などが捜索にあたり、捜索開始後、ほどなく松前町職員が行方不明者を無事発見しております。

発見された行方不明者は外見上の異常は見受けられませんでした。念のため救急車にて病院へ搬送しております。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理させて頂いておりますので、後ほどご参照願

いたいと思います。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎承認第1号 専決処分した事件の承認

○議長（溝部幸基）

日程第5、承認第1号、専決処分した事件の承認を議題と致します。

内容は、職員の給与に関する条例の一部改正条例についてであります。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、お手元にナンバー1議案とナンバー2の説明資料をご用意ください。

最初にナンバー1議案の1ページをお願い致します。

承認第1号、専決処分した事件の承認。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年12月2日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

2ページをお願いします。

専決処分書。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月21日、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明いたしますので、説明資料の1ページをお願いします。

内容につきましては、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

1の改正の理由についてですが、令和4年8月8日の人事院勧告において、民間との給与格差を埋めるため、給与水準引上げとして給与表の改定と勤勉手当の支給月数を職員が0.1月、再任用職員が0.05月引き上げる勧告がなされました。国においては、10月7日に閣議で今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定し、11月18日に公布されましたので、当組合においても関係条例を改正するものあります。

2の改正の内容についてですが、(1)第1条関係、令和4年4月1日遡及適用であります。

①給料表の改定（別表第1 第4条関係）であります。

大卒採用職員の初任給を3,000円、高卒採用職員の初任給を4,000円引き上げるとともに、若年層の俸給月額も引き上げとし、これを踏まえ、30歳半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定をしようとするものであります。これによる平均改定率は、全体で0.3%であります。

改正に伴う給料表については、説明資料の3ページから5ページまでの給与改定比較表のとおりとなっております。

②勤勉手当の改定（第19条第2項関係）であります。

職員の支給月数を0.1月引き上げて、期末・勤勉手当4.3月を4.4月に改正します。また、再任用職員については、支給月数を0.05月引き上げて、期末・勤勉手当2.25月を2.3月に改正し、国と同様に12月期とするものであります。

支給月数は、ア及びイの表のとおりであります。

2ページをお願いします。

(2)第2条関係、令和5年4月1日施行であります。

①勤勉手当の改定（第19条第2項関係）であります。

令和4年度では、12月期の支給月数を職員については0.1月、再任用職員については0.05月引き

上げますが、令和5年度以降は、6月期及び12月期の勤勉手当支給月数が均等になるよう配分致します。

支給月数は、ア及びイのとおりです。

なお、今回の給与改定による影響額は、全体で789万7千円の増額となりました。

3 施行期日についてです。(1)公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用いたします。(2)第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

なお、議案の3ページ及び7ページに条例の新旧対照表、4ページから7ページまで給料表を掲載しておりますので、後ほどご参照下さい。

以上で、承認第1号、専決処分した事件の承認の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、承認第1号は承認致しました。

◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（溝部幸基）

日程第6、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、お手元にナンバー1議案とナンバー2の説明資料をご用意ください。

最初にナンバー1議案の9ページをお願い致します。

議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月2日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、内容を説明いたしますので、説明資料の6ページをお願いします。

1の改正の理由についてですが、過去において次長職は、管理職としておりましたが、現行では一般職となっているため、「課長、所長、主幹、主任技師」と同等職に位置付けるものであります。

なお、本来であれば、4月の段階での改正が必要でしたが改正漏れがありましたことについて、深くお詫び申し上げます。

2の改正の内容についてです。

修正箇所が1点ございます。

等級別基準職務表の「変更」となっておりますが、等級別基準職務表の「改正」が正しいですので、修正をお願い致します。

説明に戻ります。

等級別基準職務表の改正（第4条の2）についてです。

4級の1及び5級の2の職務に次長を加え、5級の1及び6級の2の職務から「次長」を削除します。

3施行期日について、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。

なお、条例の新旧対照表については、議案の9ページ掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第1号を可決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）

○議長（溝部幸基）

日程第7、議案第2号、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利 事務局長。

○事務局長（佐藤和利）

それでは、ナンバー1の議案とナンバー2説明資料をご用意下さい。

最初にナンバー1議案の11ページをお開き下さい。

議案第2号、令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第4号。

令和4年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,077万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億956万7千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

はじめに、今回の補正予算の概要について申し上げます。

今回は、歳出では、承認第1号で承認していただいた、給与改定に伴う人件費の増額及び衛生センター3施設の光熱水費電気料の増額であります。

それでは、補正予算の歳出から所属毎に説明致しますので、説明資料の9ページをお開き下さい。

節で10万円以上の増減があったものを中心に説明致します。

始めに、事務局所管分です。

2款総務費、1項、1目事務局費で、82万8千円の増額であります。

3節職員手当等の18万5千円の増額は、給与改定及び扶養等の異動によるものであります。

18節負担金、補助及び交付金49万7千円の増額は、派遣職員2名の給与改定によるものでありま

す。

10 ページをお願いいたします。

衛生センター所管分です。

3 款衛生費、1 項、1 目し尿処理費で 1,064 万 5 千円の増額であります。

2 節給料 12 万円の増額は、職員 2 名及び会計年度任用職員 1 名の給与改定によるものです。

10 節需用費 1,031 万 8 千円の増額は、光熱水費 1,020 万円の増額で燃料調整単価上昇による電気料であります。具体的な計算式は、括弧書きで記載のとおり月平均調整単価 6.56 円×月平均使用電力量 12 万 9,500KWh×12 月分で 1,020 万円となります。

なお、参考資料として、電気料予算補正の概要に詳しく記載しております。

修繕費 11 万 8 千円の増額は、埋設水道管漏水に伴うものであります。

2 段目の 2 目ごみ再生処理費 154 万 1 千円の増額であります。

10 節需用費 133 万 1 千円の増額は、光熱水費 122 万円増額で計算式は、記載のとおりでございます。修繕費 11 万 1 千円増額で、埋設水道管の漏水によりのものであります。

12 節委託料 18 万 7 千円の増額は、空調設備改修工事に伴う天井仕上げ材に係る石綿含有物調査業務委託料であります。

3 段目の 3 目最終処分場処理費 98 万 3 千円の増額であります。

10 節需用費 98 万 3 千円の増額は、消耗器材費等 38 万 3 千円増額で浸出水の増加に伴う薬品の増と、光熱水費 60 万円の増額で、計算式は記載のとおりであります。

11 ページをお願いいたします。

消防本部所管分です。

4 款消防費、1 項、1 目消防本部費 16 万 1 千円の増額であります。

3 節職員手当等 12 万 3 千円の増額で給与改定によるものあります。

次の段、松前消防署所管分です

2 目松前消防署費 131 万 8 千円の増額であります。

2 節給料 10 万 2 千円の減額は、10 月 31 日退職者の給料の減及び職員 24 名分の給与改定による増であります。

3 節職員手当等 110 万 2 千円の増額は、給与改定及び扶養等の異動によるものです。

4 節共済費 31 万 7 千円の増額は、退職者 1 名分の減及び給与改定並びに標準報酬月額改定によるものであります。

12 ページをお願いいたします。

福島消防署所管分です。

3 目福島消防署費 144 万円の増額であります。

2 節給料 50 万 2 千円の増額、3 節職員手当等 106 万 2 千円増額、4 節共済費 23 万 5 千円の増額は、主に給与改定等によるものです。

18 節負担金、補助及び交付金 35 万 9 千円の減額は、主に消防学校教材費等負担金 36 万円減額で救急救命士養成所負担金が確定となったことによるものです。

13 ページをお願いいたします。

知内消防署所管分です。

4 目知内消防署費 208 万 7 千円の増額であります。

2 節給料 44 万 3 千円の増額、3 節職員手当等 109 万 6 千円の増額、4 節共済費 54 万 6 千円の増額は、主に給与改定等によるものであります。

2 段目の 3 項、3 目知内施設費 10 万円の増額であります。

10 節需用費 10 万円の増額は、修繕費で埋設水道管漏水によるものであります。

14 ページをお願いいたします。

木古内消防署所管分です。

1 項、5 目木古内消防署費 167 万 2 千円の増額であります。

2 節給料 47 万 7 千円の増額、3 節職員手当等 86 万 1 千円の増額、4 節共済費 33 万 3 千円の増額は、主に給与改定等によるものです。

歳出の補正については、以上で説明を終わります。

続いて歳入を説明しますので、7 ページをお願いします。

1 款分担金及び負担金、1 項、1 目衛生負担金 1,358 万 3 千円の増額は、歳出補正に伴う分でありませ

す。

2 目消防負担金 676 万 6 千円の増額も歳出補正に伴う分であります。

8 ページをお願い致します。

7 款諸収入、2 項、1 目雑入で 42 万 6 千円の増額であります。

1 節雑入 42 万 6 千円の増額は、派遣職員給与費負担金収入 12 万 9 千円の増額で北海道派遣職員 1 名の給与改定によるものと公有物件建物災害共済金 29 万 7 千円の増額は、知内消防署庁舎屋上の補修に係る共済金であります。

総額では、歳入歳出とも 2,077 万 5 千円の増額補正となります。

補正予算に係る説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 2 号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第 2 号は可決致しました。

◎ 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第 8、閉会中の正・副議長、議員の出張承認を議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

以上で、本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和4年第3回定例会を閉会致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午後2時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 谷 口 康 之

署名議員 堺 繁 光